

姫カックラブ・姫カツ連携活動 案内チラシ掲載・配付ガイドライン

令和8年6月1日

姫路市教育委員会

健康教育課 姫カツ推進担当

令和8年9月からの部活動地域展開に向けて、中学生の参加を呼びかけるための、姫カツポータルサイトへのチラシ掲載、および中学校内での掲示・配付にあたっては、以下の基準を厳守してください。

1. 掲載・配付ができる団体の基準

姫路市教育委員会に「姫カックラブ」または「姫カツ連携活動」として正式に登録・承認された団体・活動であること。

2. チラシへの必須記載基準（必ず載せる項目）

保護者や生徒が安心して選択できるよう、チラシ内には以下の情報を必ず明記してください。

項目	記載すべき内容
(1) 活動区分	「姫カックラブ」または「姫カツ連携活動」のどちらであることを明記すること。
(2) 団体情報	正式な団体名、代表者名、および確実につながる問い合わせ先（電話番号・メールアドレス等）を記載すること。
(3) 活動内容	実施種目、対象学年（中学生）、活動のレベル（初心者歓迎など）、大会出場の有無を明確にすること。
(4) 日時・場所	活動曜日、時間帯、主な活動場所（施設名）を明記すること。
(5) 費用の明示	【姫カツ連携活動のみ必須】 会費、入会金、保険料、用具代など、保護者が支払うすべての費用とその内訳を漏れなく記載すること。

3. 掲載・配付を禁止する表現・内容の基準

以下に該当する表現や内容が含まれるチラシは、ポータルサイトへの掲載および学校での掲示・配付を認めません。

(1) 理念への反発：姫カツ活動ガイドラインに掲げる「姫カツ」の理念（ミッション・ビジョン・バリュー）に反する内容。

- (2) 目的外の宣伝：承認された活動とは無関係な、過度な営利目的の宣伝、政治・宗教活動への勧誘。
- (3) 誇大広告：事実と異なる過大な表現（例：「必ずレギュラーになれる」等）。
- (4) 権利侵害：第三者の権利（著作権や肖像権）を侵害する画像・イラスト・楽曲歌詞等の使用。
- (5) 肖像権の未許諾：生徒や保護者の顔写真を掲載する場合に、本人の書面同意（肖像権の許諾）を得ていないもの。
- (6) 不適切表現：公序良俗に反する表現や、特定の個人・団体を差別・誹謗中傷する内容。
- (7) 不適切な誘引：金品・物品等の特典（お菓子や金券など）による過度な勧誘行為、およびそれを想起させる表現。
- (8) 対象外の勧誘：姫カックラブまたは姫カツ連携活動以外の活動や、中学生以外（小学生、社会人など）の参加・入会を促す表現（スクールやジュニアクラスの同時募集など）。

4. 運用・データ提出の基準（技術的基準）

- (1) 情報の正確性：記載情報（費用、日時、場所等）が最新のものであり、虚偽がないこと。
- (2) 期限切れの禁止：過去の体験会など、期限の切れた情報がそのままになっていないこと。
- (3) 仕様の遵守：指定されたデータ形式を満たしていること。

5. 媒体ごとの掲載・掲示・配付ルール

学校現場での混乱を防ぐため、媒体ごとに以下のルールを設けます。

- 生徒への周知については、中学校での掲示・配付は必要最低限として、姫カツポータルサイトでのチラシ掲載を優先してください。
- 中学校での掲示・配付は、ポータルサイトに掲載されたチラシであることを必須条件とします。
 - (1) 姫カツポータルサイトへの掲載（姫カックラブ・姫カツ連携活動）
 - ・掲載場所：ポータルサイトの各クラブ紹介ページに添付
 - ・データ仕様：PDF または画像データ（JPEG、PNG）、計1ページ（両面印刷可）
 - (2) 中学校内での「掲示」（姫カックラブ・姫カツ連携活動）
 - ・仕様：A4サイズ1枚（片面のみ）
 - ・依頼可能な範囲：活動拠点がある中学校、およびその近隣中学校内での掲示に限る。
 - (3) 関係部活動部員への「配付」（姫カックラブのみ）
 - ・仕様：A4サイズ1枚（両面印刷可）
 - ・依頼可能な範囲：活動拠点がある中学校の関係部活動とする。近隣中学校での配付は、当該中学校を活動拠点とする当該種目の姫カックラブがない場合のみ認める。
 - ・制限事項：全校生徒や特定の学年全員への一斉配付は行わない。
学校の連絡ツール（スクリレ等）によるデジタル発信・配信は行わない。

6. 申請手続きについて

(1) 姫カツポータルサイトへの掲載申請

- ①所定の申請フォームに必要事項を入力する。
- ②基準を満たしたチラシデータ（PDF、JPEG、PNG のいずれか）を添付して送信する。
- ③姫カツ推進担当の審査を経て、ポータルサイトに掲載される。

(2) 活動拠点中学校および近隣中学校での掲示・配付申請

- ①ポータルサイトにチラシが掲載されていることを確認する。
- ②別紙「掲示・配付申請書」に必要事項を記入する。
- ③ポータルサイトに掲載されていることが分かる写し（スマホ画面の印刷やキャプチャ等）を添付する。
- ④クラブの代表者が各中学校へ直接持参し、学校長の許可を得た上で掲示・配付を依頼する。

【別紙】

姫カックラブ・姫カツ連携活動 案内チラシ 掲示・配付申請書

提出日：令和 年 月 日

提出先：姫路市立 中学校長 様

姫カックラブ・姫カツ連携活動案内チラシ掲載・配付ガイドラインに基づき、以下の通り、チラシの掲示・配付を申請します。

1. 申請者情報（登録団体）

登録区分	<input type="checkbox"/> 姫カックラブ <input type="checkbox"/> 姫カツ連携活動
団体名 (クラブ名)	
代表者氏名	
担当者・連絡先	氏名： 電話番号： メールアドレス：

2. 活動内容

実施種目	
活動拠点	

3. 申請内容

希望する対応	<input type="checkbox"/> 校舎内での「掲示」（A4・片面1枚） <input type="checkbox"/> 関係部活動部員への「配付」（A4・両面可） ※姫カックラブのみ選択可
提出部数	掲示用： 部 配付用： 部
掲示希望期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日まで ※掲示期間の最長は1年間とします。

